

独立行政法人国際協力機構

●●センター 所長 殿

研修教材の利用に係る同意書

2020 年 月 日

私、_____は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といいます。）に対し、JICA が実施する「2020 年度（研修名）●●●●●●●●●●」（以下「本件研修」といいます。）のために、JICA または JICA から業務の委託を受けた受託者（以下総称して「JICA 等」といいます。）からの依頼に基づき実施する講義の資料として作成した研修用教材（以下「本件教材」といいます。）を第 2 条に定める方法及び範囲で、期限の定めなく JICA が、自ら又は第三者に委託して、利用することに同意します。私は、第 2 条に定める方法及び範囲での本件教材の利用について、JICA 等に対し著作権人格権を行使しないことを約束します。

なお、本件教材の内容に第三者の著作物が含まれる場合、私は当該第三者の著作物に関し、JICA が第 2 条に定める方法及び範囲で利用するために必要な許諾等を得ていることを保証します。

記

第1条 本件教材の概要

本件研修のために、私が作成した教材一式

・
・
・

第2条 本件教材の利用方法及び利用範囲

- (1) 本件教材を、本件研修の実施のために、複製、頒布、公衆送信すること。
- (2) 本件教材を、本件研修の実施のために翻訳すること（主として英語を想定するが、それに限定されない。以下、翻訳した教材を「翻訳教材」という。）。なお、私は、翻訳教材が本件教材の二次的著作物であり、翻訳教材の著作権が JICA に帰属することを承知しています。
- (3) 本件教材及び翻訳教材を、本件研修の研修受講者や視聴者（研修員の所属先の同僚等を指し、本件研修に係る業務に従事する者）（以下研修受講者と視聴者を総称して「視聴者等」といいます。）がインターネット上で見られるよう公衆送信すること。

- (4) 本件研修の視聴者等に対し、本件教材及び翻訳教材を、自己の業務上の非営利の目的に限り、複製、頒布、公衆送信することの再許諾を行うこと。
- (5) 本件教材及び翻訳教材を、本件研修以外の JICA が実施するあらゆる事業において JICA 等が複製、頒布、翻案、送信可能化したうえで公衆送信して利用すること。
- (6) 本件教材及び翻訳教材について、JICA が第三者に利用許諾すること（非営利目的かつ JICA が適当と認める場合に限る。）。

以 上

住所

氏名（自署または記名押印）